

一般財団法人関西棋院公認囲碁インストラクター規定細則

第1条【趣旨】

この細則は、一般財団法人関西棋院公認囲碁インストラクター規定（以下、「規定」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条【認定試験】

- 1 関西棋院インストラクター認定試験は次の各号の通り実施するものとする。
 - ① 年1回、必ず行うものとする。
 - ② 面接及び研修は常務理事が行うものとする。
- 2 関西棋院インストラクター認定試験では面接、研修、筆記試験を行う。
- 3 関西棋院所属棋士が推薦した者、関西棋院囲碁教室及び囲碁サロンのインストラクター、囲碁教室の各分校の講師を継続して2年以上務めている者も認定試験に合格しなければインストラクターにはなることが出来ない。

第3条【受講料】

本院が行う認定試験の受験を希望する者は3万円を受講料として納めなければならない。

第4条【年間登録料】

- 1 年間登録料は次の各号の通りとする。
 - ① インストラクター・・・5,000円
 - ② A級インストラクター・・・2,500円
 - ③ S級インストラクター・・・無料

第5条【職階】

- 1 A級インストラクターとなるには、年間を通じインストラクター制度の目的に寄与し、年間活動報告書の内容等から本院理事会が審査し適切であると認められなければならない。
- 2 S級インストラクターとなるには、A級インストラクターの条件を3年間継続し且つ年間活動報告書の内容等から本院理事会が審査し適切であると認められなければならない。

第6条【付与特典】

各インストラクターには次の特典が付与される。

	免状推薦権	級免状無料進呈	普及支援金	
			免 状	囲碁関西(年間購読) ※2
インストラクター	1級まで	年間5通	【級免状】年間6通目以降、 1通あたり価格の50%を返金	1人紹介するごとに 年間600円割引
A級インストラクター	四段まで	年間7通	【級免状】年間8通目以降、 1通あたり価格の50%を返金	1人紹介するごとに 年間720円割引
			【段免状】1通あたり価格の25%を返金	
S級インストラクター	七段まで ※1	年間10通	【級免状】年間11通目以降、 1通あたり価格の50%を返金	1人紹介するごとに 年間840円割引
			【段免状】1通あたり価格の35%を返金	

※1 五段以上は推薦後、本院の認定が必要となる。

※2 紹介された年間購読申込者が、申込時に紹介者の名前を明示した場合にのみ適用される。
(紹介者からの連絡のみでは適用されないものとする)

第7条【振込手数料】

関西棋院との間で発生する金銭の授受における金融機関への振込手数料はインストラクターが負担するものとする。

施行 平成 19 年 8 月 6 日
改訂 平成 29 年 1 月 24 日